

事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部 民間セクターグループ

1. 案件名 (国名)

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：(和名) 中小企業振興・産業基盤強化プロジェクト

(英名) Project for SME Promotion and Industrial Development

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中小企業・裾野産業振興セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム国」という）は、過去 5 年（2013-2017 年）約 6-7%の実質経済成長率を維持しており、海外直接投資 (FDI) も 2007 年の WTO 加盟以降上昇し続けており、ASEAN 有数の流入国となっている。しかし、ベトナム国の現地調達比率は 30%程度と他 ASEAN 主要国（40-50%）に比して低く、地場の企業（特に中小企業）への裨益が少なく、生産性の高い大企業と生産性の低い小企業との間で二極化が進んでいる。中小企業は企業数の 98%、雇用の 63%、GDP の 45%を占めているものの、輸出の 70%を占める FDI 企業のサプライチェーンに参画できている企業は 21%に留まる。これは、いわゆる”Missing Middle”と言われる中堅企業の不在の問題とリンクしており、2017 年のベトナム国の統計局の統計によると、大企業が 1.3%、中企業が 1.4%に対して小企業が 21.4%、零細企業が 75.9%と大多数を占める。

ベトナム国においては、社会開発計画を 5 年おきに設定しており、現在 2016 年～2020 年社会開発計画（SEDP: Social Economic Development Plan）の期間中である。同計画においては、2020 年までに工業セクター（建設含む）が GDP の 40%、うち工業が 25%・製造業 15%を占めるようになることを目標としている。中小企業振興については、多くは触れられていないものの、漸次的な市場経済化の観点・財務規律強化の観点から国営企業・大企業偏重からの脱却・中小企業を含む民間セクター主導経済への転換が掲げられている。

中小企業振興については、2016 年に Resolution（閣議決定）第 35 号として、産業発展決議（2016-2020 年）が出されており、2017 年 6 月に制定され、2018 年 1 月に施行された中小企業法に基づき、①家族経営からの脱却、②イノベーションスタートアップの支援、③バリューチェーン・クラスターへの参画の 3 本柱で各種支援策（具体的には①金融アクセス、②債務保証、③税優遇・簡易財務報告、④生産拠点整備、⑤技術導入、⑥マーケット開拓、⑦情報・コンサルティング・法務問題へのアクセス、⑧人材育成等）が実施されることとなっている。

裾野産業振興については、国家目標である「2020年までの工業国化」を踏まえ、2013年7月には、戦略重点産業6産業（①電子、②農業機械、③農水産加工、④造船、⑤環境・省エネ、⑥自動車・同部品）の決定を含む「2020年に向けた工業化戦略」が首相承認されている。加えて、2015年の政令111号に基づき、優先育成セクター（①繊維・衣料、②革・靴、③電子、④自動車製造・組立産業、⑤機械製造分野、⑥ハイテク産業を支える工業製品の6分野）に対して、①研究開発、②技術移転、③人材育成、④市場開拓に関する支援策が制定されている。しかし、2018年12月にフック首相参加の下で開催された、同政令に基づく支援状況を確認する会議において、芳しい成果が挙げられていないことが確認された。これを受けて、2019年9月にResolution（閣議決定）50号において、2025年までに現地調達比率30%、2030年までに同40%を目標とする新たな政策が発表された。

上述のとおり、中小企業振興及び裾野産業振興は相互に関係しつつ、ベトナム国政府における開発政策の重要な位置付けであるとともに、法律等の制度化が進んでおり、実施体制及び企業への支援や指導を行うコンサルタント等官民人材の育成が急務となっている。

（2）中小企業振興・裾野産業セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国のベトナム国別開発協力方針（2017年12月）における重点分野の3本柱の一つに「成長と競争力強化」があり、国別事業展開計画（2017年11月）及びJICAの事業展開作業用ペーパー（2018年10月）では、「産業開発・人材育成プログラム」として「ベトナム政府の工業化戦略における重点産業を中心に、裾野産業を支える中小企業に対する技術・経営水準向上支援を行う」としており、本プロジェクトはこれらの方針・計画に合致する。

これらを踏まえ、JICAでは、2014年に策定した国別分析ペーパーにおいて、ASEAN域内関税の撤廃（2018年1月に原則全て撤廃）や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）加盟（2018年12月に発効）も見据え、2013年に策定された工業化戦略の実現を日越共同イニシアチブを通じた政策対話も交えて、中小企業・裾野産業の振興などを重点的に支援し、（高等教育機関、職業訓練機関等を通じた）産業人材育成と併せて実施していく必要があると分析している。地域横断的な視点では、民間セクター開発分野の課題別事業戦略（クラスター戦略）において、「経済成長に不可欠な多数の民間企業の成長を支援し、生産性向上と雇用創出を通じて質の高い成長に貢献すること」を目指し、これらにより持続可能な開発目標（SDGs）のゴール8「経済成長と雇用（ディーセント・ワーク）の促進」、ゴール9「インフラ整備による持続可能な産業化と技術革新

の拡大」及びゴール 17「グローバルパートナーシップの活性化」の達成に取り組んでいる。

近年では、バリアブントウ省やハナム省等の地方拠点の産業振興支援に加えて、計画投資省企業開発庁（MPI-AED）を通じた政策策定・実施支援、同庁の下部組織である技術センター（TAC）等を通じた中小企業に対する技術支援プロジェクトや中小企業向けツーステップローン等の分野で支援を実施してきている他、ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）に関する技術協力プロジェクトも継続的に実施され、多くの経営層へのビジネス研修を実施してきている。

（3）当該セクター／地域における他の援助機関の対応

世界銀行（WB）は、主にマクロ経済的な観点から持続的且つ均衡のとれた成長を促進するための支援を表明しており、2021年以降の5か年の社会開発計画（SEDP）策定のための支援を行っており、14の分野のクラスター・バリューチェーン分析を行っている。国際金融公社（IFC）は、日本企業を含む8社の多国籍企業との提携に基づく、サプライヤー能力強化プロジェクト「Vietnam Pilot Supplier Development Program」を実施中。米国国際開発庁（USAID）も同様に、企業情報のデータベース化を含むマッチング支援プロジェクト「LinkSME」を実施中。なお、韓国のサムスン電子は、同社の下請企業育成を目的に、現地の官民コンサルタント200名に対して研修を実施中。独国際協力公社（GIZ）が、AEDが運営するSMEウェブサイト・ポータル総合的な支援を実施予定。

3. 事業概要

（1）事業目的

ベトナム国において、中小企業支援法及び裾野産業支援施策に基づく官民による現地中小企業・裾野産業支援策実施により、現地企業の国際バリューチェーンにおけるリンケージ促進を図り、もって産業クラスターとバリューチェーンが拡大することに寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ハノイ市・ホーチミン市及びその近郊

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： 中小企業や裾野産業支援に携わる越政府系機関、並びに、成果2に関しては、対象セクター（自動車産業、電気・電子産業）の現地企業及び在

越日系企業

最終受益者：現地中小企業一般、並びに、成果2に関しては、対象セクター（自動車産業、電気・電子産業）の現地企業及び在越日系企業

（4）総事業費（日本側）：326.7百万円

（5）事業実施期間：2020年4月～2023年3月を予定（計36カ月）

（6）事業実施体制

実施機関：計画投資省 - 企業開発庁（MPI: Ministry of Planning and Investment - AED: Agency for Enterprise Development）

協力機関：首相府、商工省 - 工業庁（MOIT: Ministry of Industry and Trade - VIA: Vietnam Industry Agency）、ハノイ市人民委員会、ホーチミン市人民委員会、商工会議所（VCCI: Vietnam Chamber of Commerce and Industry）、裾野産業協会（VASI: Vietnam Association for Supporting Industry）等

（7）投入（インプット）

1）日本側

① 専門家派遣（合計約142M/M）：

長期専門家（チーフアドバイザー）36 MM

長期専門家（中小企業振興／業務調整）36 MM

長期専門家（裾野産業振興）36 MM

② 契約：単独型契約を想定（分野：経営戦略、生産管理、財務管理、マーケティング、人材開発管理、システム開発支援等）計34 MM

③ 研修：本邦研修、第三国研修

④ その他：

- ・プロジェクトスタッフ雇用等運用経費
- ・ローカルコンサルタント備上費

2）ベトナム国側

① カウンターパートの配置

・プロジェクトディレクター（プロジェクトの事業管理・実施の上で、全体的な責任を有する）：MPI - AED 総局長

・プロジェクトマネージャー（プロジェクト運営面及び実施面での責任を有する）：MPI - AED 副総局長

・ハノイ市及びホーチミン市のカウンターパートの任命

・ワーキング・グループの設置（MOIT や VASI といった協力機関の任命と協業）

- ② 執務室及び業務遂行に必要な機材の設置、プロジェクト活動に必要な維持管理費

（８）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

①本プロジェクトと明確に連携する事業としては、「ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）・ビジネス人材育成、拠点機能強化プロジェクト」（協力期間：2016年9月～2020年12月、カウンターパート機関：外国貿易大学（FTU））がある。本プロジェクトの成果 1、活動 1-7 に関連して、コンサルタント向け研修プログラムを VJCC にて実施する。

②また、本プロジェクトには、明示的には金融アクセス改善に関するコンポーネントが含まれていないが、基礎情報収集・確認調査実施中には、金融アクセスが中小企業の主たる障害であることが確認されており、同障害への有効な対応策として本プロジェクトのカウンターパート機関である MPI 傘下にある中小企業開発基金（SMEDF: SME Development Fund）の低利融資制度の活用促進が提案されている。日本政策金融公庫（JFC: Japan Finance Corporation）と連携し、SMEDF に対する支援と本プロジェクトを組み合わせることの有用性を確認しているため、具体的な支援内容が確定した暁には、連携することとする。

２）他援助機関等の援助活動：GIZ が、AED が運営する SME ウェブサイト・ポータル総合的な支援を実施予定であり、成果 3 については密に連携して進める。他ドナーとも、類似分野での協力があるため、建設的に情報交換をしながら、補完的な活動となるようにする。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は用地取得や住民移転等を伴わない
- ③ 環境許認可：該当なし
- ④ 汚染対策：該当なし
- ⑤ 自然環境面：該当なし

⑥ 社会環境面：該当なし

⑦ その他・モニタリング：該当なし

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)
<分類理由> ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を実施するに至らなかったため。他方、対象企業を選定の際にジェンダーバランスを考慮する。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：産業クラスターとバリューチェーンが拡大する。

(指標) プロジェクト開始時に比して、ベトナムにおける該当セクターの現地調達比率が上昇する。

(2) プロジェクト目標：中小企業支援法及び裾野産業支援施策に基づく官民による現地中小企業・裾野産業支援策実施により、現地企業の国際バリューチェーンにおけるリンケージ促進が図られる。

(指標) 支援した現地企業のうち受注・受注見込みの社数が7件を上回る。

(3) 成果

(成果1) 政府の中小企業支援プログラムのうち、コンサルタント備上費用補助金制度が設立され、効果的に活用され、改善計画が策定される。

(成果2) 現地裾野産業の生産及び経営能力が向上する。

(成果3) 現地中小企業とグローバルな産業バリューチェーンとの間でのビジネスリンケージを促進するため、中小企業向けウェブサイト・ポータルが改善する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

中小企業支援法に定められるコンサルタント備上費用補助金の制度正式化にかかる公式文書(MPI Circular)が承認される。

(2) 外部条件(リスクコントロール)

- 世界経済・ベトナム国・対象地域において、マクロ経済状況が大きく悪化しない。
- 対象セクター(自動車・電気・電子)において、産業構造が大きく変更しない。
- ベトナム国・対象地域において、中小企業振興・裾野産業振興に係る政策が大きく変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

タイ国の産業人材育成分野の類似案件では、複数の政府関係機関や民間企業と連携して産業人材育成を行ったことにより、適切な研修プログラムが実施できたこと、ひいてはプロジェクト終了後の持続性確保に貢献したことが確認されている。一方で、関係者が多くなることから、ワーキンググループやJCCを含む定期的な情報共有体制による丁寧なプロジェクトマネジメントが課題であった点が指摘されている。

ベトナム国の中小企業支援分野の類似案件では、主に中小企業を支援する政府機関を対象に、同政府機関の能力強化を通じた最終受益者たる中小企業の能力強化を図ったが、特に日系企業への受注促進といったようなリンケージ構築支援については、日本人専門家の役割が必要不可欠で、当該ノウハウの先方政府機関への技術移転は限界があることが確認されている。プロジェクトが評価された主な点としては、成果物が明確であったことに加えて、現地企業の能力(企業規模、経験、輸出志向性等)を踏まえた能力強化支援を行うといった工夫を行った点であった。

本事業においては、主に成果1と3は、計画投資省(MPI)を中心として、中小企業法にて定められている各種支援策を中小企業一般に裨益するような形で、明確な成果物の完成に向けて日越プロジェクトメンバーで協業することとする。成果2は、商工省(MOIT)や業界団体である裾野産業協会(VASI)と連携し、民間企業同士(現地企業と在越日系企業)での取り組みを促進・補完するような形で進めることにより、自立発展的な体制へと繋がるよう工夫する。これと同時に、既存の協力アセットであるベトナム日本センター(VJCC)を通じた、民間コンサルタントの養成講座やリンケージ構築支援を実施することにより、民間コンサルタントの数量的・質的向上を図り、プロジェクト全体としてのシナジー効果を高めることとする。これら多数のコンポーネントを複数の関係者と実施していくにあたっては、適時且つ適切な情報共有体制やプロジェクトマネジメントツールに基づく管理を行うことの重要性を、ベトナム側カウンターパートに対して、事業開始時から強調することとする。

7. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標：4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査
事業完了 3 年後 事後評価

以 上